

道路通行制限願の申請について

市管理の道路で通行規制をかけた工事等をする場合、道路通行制限願の申請が必要になります。

1. 提出期限・提出先

申請の受付から許可書の発行まではおおむね 1 週間を要するため、原則、通行規制開始予定日の **7 日前**までに**道路河川課**へ提出してください。

2. 提出書類

(1) 申請書（4 部）

道路河川課宛（千曲市長宛）・環境課宛・消防署宛・許可書の **4 種類の様式それぞれに位置図などの図面を添付**し、各 1 部ずつ提出してください。

なお、**通行制限箇所がバス路線の場合は、総合政策課への様式も追加し、計 5 種類の様式を提出**してください。

(2) 位置図（4 部）

規制箇所の分かる地図を添付してください。

(3) 規制形態図・保安施設配置図（4 部）

・道路や歩道の幅員、規制する幅、通行可能な幅、規制延長を表示してください。

・看板やバリケードなどの配置を平面図に番号で表示する場合は、別途、番号が何の保安施設であるかを示した保安施設一覧表などを添付してください。

・看板やバリケードなどの配置を平面図に直接表示して保安施設配置図を作成する場合は、保安施設一覧表などの添付は不要です。

(4) 切手貼付済返信用封筒（**必要な方のみ**）

許可書の発行は受付後数日を要するので、再度来庁して受け取るのが困難な場合は、申請の際に許可書返送用の封筒を用意してください。

※ (2)、(3) については、申請書を表紙にしてホチキス等で留めてください。

上記提出書類は参考例です。詳細については、申請先担当者と協議してください。

3. 注意事項

- ・ 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間中は通行規制を行わないこと。
- ・ 予備日は出来るだけ短くすること。
- ・ 警察署からの道路使用許可期間を超える通行制限期間については、道路使用許可期間に空白が生じないように警察署から継続して許可を受けること。
- ・ バス路線で迂回路が必要な場合や通学路を全面通行止めにする場合は、事前に担当部署に連絡し協議すること。
- ・ 農道や林道を規制する場合は、農林課へ協議すること。
- ・ 足場等を設置して道路を1か月以上占用する等、道路を長期間継続して規制する場合は、別途占用許可申請も必要となるため、事前に道路河川課管理係へ確認をすること。
- ・ 申請内容についての問い合わせや、許可が下りた時に連絡をするため、窓口で提出する際に**担当者**の名前と連絡先を伝えてください。

問い合わせ先

〒387-8511

長野県千曲市杭瀬下二番地1丁目

千曲市役所道路河川課

TEL : 026-273-1111

FAX : 026-273-1517

Mail : kensetu@city.chikuma.lg.jp